

## 美術品補償制度部会の設置について

平成 23 年 6 月 1 日  
文化審議会決定

### 1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に美術品補償制度部会を設置する。

### 2. 調査審議事項

- (1) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成 23 年法律第 17 号）第 12 条第 2 項の規定により審議会の権限に属させられた事項について
- (2) その他、上記に関連する事項について

### 3. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。